平成２７年（フ）第３４号
長野県諏訪市沖田町１丁目123番地
破産者　株式会社友美
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１６３号
三重県桑名市多度町北猪飼166番地１
破産者　水谷　慎二
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４０３号
熊本市中央区渡鹿１丁目５番４号パールハイツ102
破産者　有限会社堺丸興産
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４３５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1196番地の13
破産者　飯坂　裕幸
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１５号
北九州市門司区柳原町６番５号、住民票上の住所北九州市門司区原町別院５番21―203号
破産者　奥野　和紀
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１７３号
沖縄県那覇市真嘉比２丁目23番12号
破産者　新垣　茂夫
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３３号
岩手県奥州市水沢区字高屋敷151番地８
破産者　安彦　秀幸（旧姓千田）
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第６２号
秋田県能代市出戸本町13番33号
破産者　山田　裕也
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第５４号
山形県東村山郡中山町大字長崎1081番地３
破産者　丹野新一郎
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０号
新潟県三条市嘉坪川２丁目３番22―１号
破産者　佐藤一女子
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１９３８号
名古屋市緑区桶狭間南1605番地
破産者　浦田工業こと　浦田　貴夫
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２１号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３
市営上飯田南荘１棟618号
破産者　一柳　恵美
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６６号
岐阜県中津川市付知町7146番地16、開始決定時の住所愛知県春日井市神屋町1390番地259
破産者　吉田　篤司
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０３０号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目1712番地の１
破産者　Ｇａｒａｇｅ　Ｒｏａｄこと　新海　旭宏
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４１号
愛知県東海市富木島町勘七脇83番地の６　シティーメゾン富木島（603号）
破産者　阪野　　亘
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７４号
名古屋市南区明治１丁目18番８号　内田橋ロイヤルハイツⅠ　３Ｄ号
破産者　干潟　啓二
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２８号
名古屋市中川区長須賀２丁目1718番地　ユーハウスⅠ　201号
破産者　永江　禎克
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３号
京都府舞鶴市字余部下1190番地
破産者　柿﨑　健太
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第５６１７号
大阪市大正区北村１丁目２番６号
破産者　島　　論志
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０７９号
岡山県津山市田町４、開始決定時大阪市東淀川区大桐２丁目11番８号
破産者　共田　政司
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部